資料２

合理的な費用を考慮した価格形成について
（野菜ＷＧ）

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

2025年６月６日
新事業･食品産業部

目次

１　法案におけるコスト指標の位置づけ ・・・・・・・・・・　２

２　法案に基づくコスト指標について・・・・・・・・・　１２

３　ご議論いただきたいこと・・・・・・・・・・・　１９

１　法案におけるコスト指標の位置づけ

規制的措置（全体像）

○ 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の**「努力義務」**を明確化。
① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
○ 農林水産大臣が、努力義務に対応した**「行動規範」（判断基準）**を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制的措置の導入～

売り手　　農林水産大臣　　買い手

取引実態調査

努力義務

- 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
- **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**

判断基準
（**省令**で明確化）

取組が不十分な場合

指導・助言 → **勧告・公表**※ → **公正取引委員会への通知**

※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。

品目の指定／コスト指標の作成

①品目指定

指定品目

○　品目指定の考え方
・　取引において、通常、費用が認識されていない品目を指定

農林水産大臣

コスト指標作成団体

1　コスト指標の作成
（１）作成方法
　①　活用するデータ（公的統計、業界内データ、追加調査等）
　②　データ元の産地（複数可）
　③　データを基にした計算方法
（２）作成プロセス
　○　製造業者、流通業者、小売業者等の関係者との合意形成方法

2　管理体制
（１）組織・人員
（２）秘密保持義務

②認定申請

③認定

④監督

協力

②'関係者の意見聴取

生産者団体　製造業者団体　流通業者団体　小売業者団体

○　コスト指標に関する合意形成
・　コスト指標作成団体によるコスト指標の作成に対して意見
・　コスト指標の作成に必要なデータの提供

○　認定の基本的な考え方

・　団体の業務がコストの明確化に資するか。
・　指標作成の過程に生産から販売までの事業者が参画しているか。
・　業務を適正に行うことができるか。　　等

市場取引での対応

○ 卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**。
○ 卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目、コスト指標等を公表**。

○ 市場取引でのコストの考慮

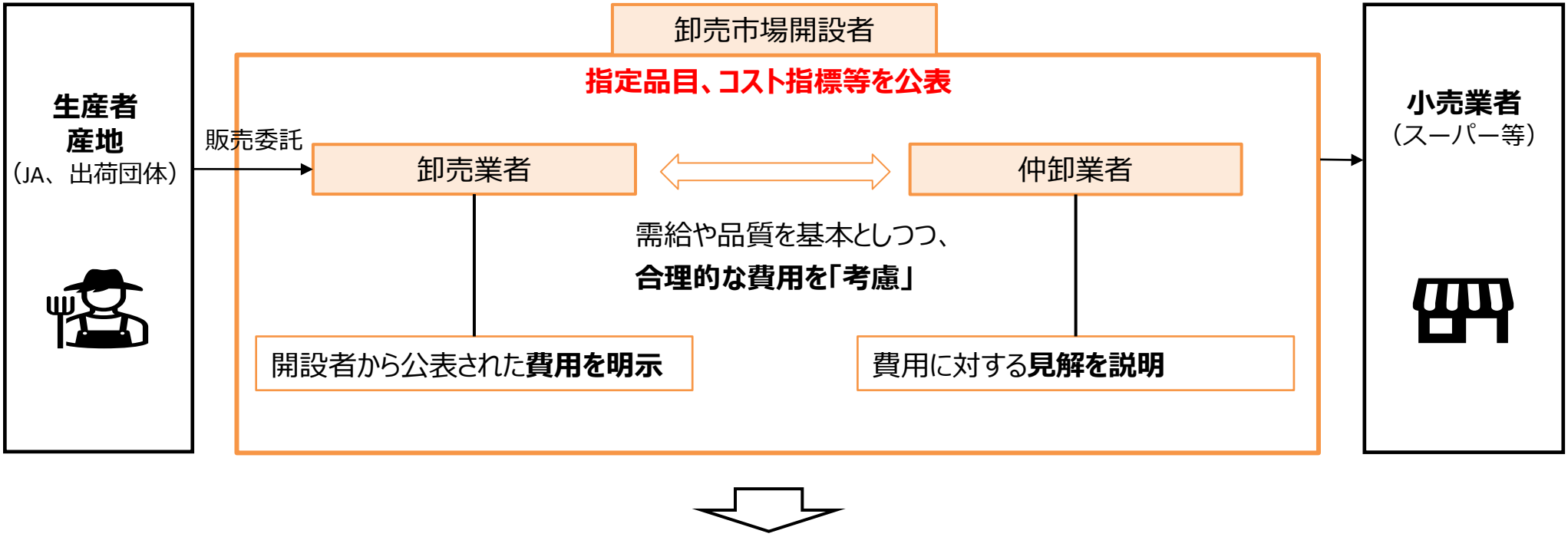

（運用）・貯蔵性の高い品目　・売残りの場合には、翌日持越し　・取扱数量を設定　等

食料システム法案における関係規定（努力義務・判断基準関係）

飲食料品事業者等の努力義務に係る規定（改正後の食料システム法第36条）

- ✓「取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。」
- ✓「取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。」

飲食料品事業者等の判断基準に係る規定（同法第37条）

- ✓「農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。」
- ✓「基本方針に基づき、前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。」

食料システム法案における関係規定（コスト指標・コスト指標作成団体関係）

コスト指標に係る規定（改正後の食料システム法第42条第１項第１号）

✓「指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標」

コスト指標作成団体に係る規定（同法第42条第１項・第４項、第50条）

✓農林水産大臣は、（略）指定飲食料品等ごとに、（略）その申請により、次に掲げる業務（※指標作成等業務）を行う者として認定することができる。

✓「指標の作成に当たっては、（略）生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める２以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画」

✓「認定指標作成等団体の役員若しくは職員又はこれらの職員にあった者は、第42条第１項第１号に掲げる業務に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

食料システム法案における関係規定（卸売市場関係）

コスト指標に係る規定（改正後の卸売市場法第４条第５項）

✓ 農林水産大臣は、（略）卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認められるときは、当該認定をするものとする。

三　業務規程に定められている（略）事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

ハ　開設者は、農林水産大臣で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

(1) 当該市場において取り扱う食品等持続的供給法第42条第１項に規定する指定飲食料品等

(2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第１項第１号に掲げる指標（※コスト指標）

(3) その他食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの

第７回協議会（R7.3.21）での主な意見（抜粋）

○ **労務費指針**（※）に掲げられている**採るべき行動/求められる行動等を始めとする既存の取組**に関し、構成員の皆様の業界や会員企業における**実際の運用状況や社内体制**等について、ご教示いただきたい。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年11月29日　内閣官房・公正取引委員会）

＜主な発言＞

○ **労務費指針の内容は**、大半の関係者・各業界において既に取り組んでいることであり、**努力義務として対応は十分に可能ではないか**。（生産）

○ 労務費指針について対応可能か疑問だったが、**官民挙げて取組に対する意識が醸成されてきた。**（製造）

○ **定期的な協議の実施、説明は公表資料を使うこと**等が考えられる。（製造）

○ **労務費指針にある発注者としての行動は十分に取り組んでいる**。（小売）

○ **協議のテーブルにつくというのは最も重要**なこと。（小売）

○ **原材料費の急激な変動の際に交渉できるようにしてほしい**。（小売）

（参考） 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する**こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について」（令和５年12月　内閣官房・公正取引委員会）より引用

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**６頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の１２の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

  また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について」（令和５年12月　内閣官房・公正取引委員会）より引用

2　法案に基づくコスト指標について

たまねぎ（九州産）のコスト調査結果

【調査の概要】
九州の産地で令和５年度に**生産・集荷**され、**東京近郊**の**卸売市場**を経由して、**都内のスーパーで小売販売**されるケースを**事例的に調査**。

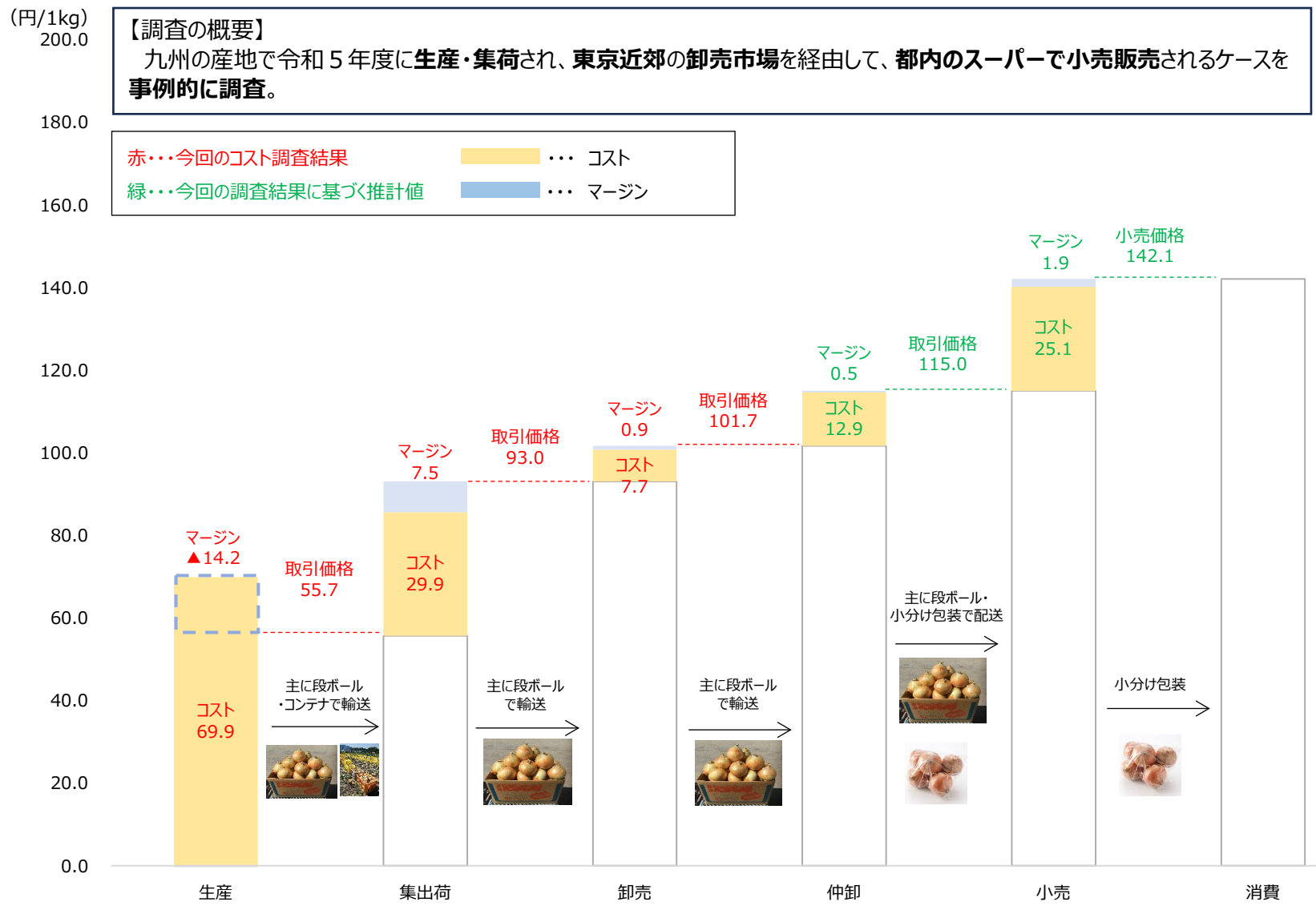

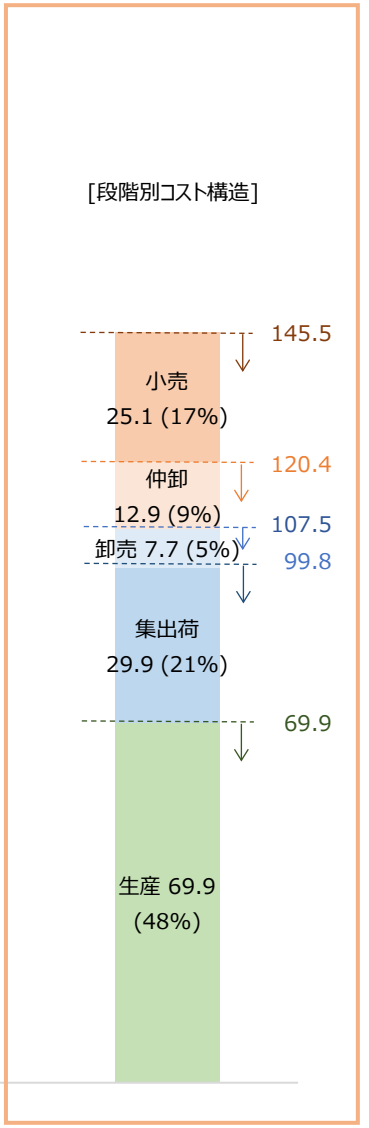

注１：各段階のコストの数値は、「令和５年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するもののコスト構造を事例的に調査。
注２：生産段階・集出荷段階は九州管内のJAを対象としたアンケート調査。卸売段階は開設者（東京都及び横浜市）HPの市場統計情報を活用するとともに、首都圏の卸売市場を対象にアンケート調査。仲卸段階及び小売段階は、取引価格に仲卸及び小売の粗利額・コストの内訳から推計。仲卸のコストとマージンは「仲卸業者の経営状況2022」を基に、小売のコストとマージンは都内を商圏とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にした。
注３：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。

たまねぎ（九州産）のコスト構造の各段階内訳

【調査の概要】
九州の産地で令和５年度に生産・集荷され、東京近郊の卸売市場を経由して、都内のスーパーで小売販売されるケースを事例的に調査。
【留意事項】
- 野菜は地域の気象条件を活かした産地リレーより周年供給されており、同一品目でも栽培条件、栽培方法等が異なり、生産コストは様々。このような野菜の特性を踏まえると一律に示すことは難しいため、特定の地域や企業アンケートをもとに作成したもの。
- 具体的には、生産・集出荷段階は、特定のJAを対象にアンケート調査（地域の栽培暦や行政の経営指標等も参照）。卸売・仲卸段階は、開設者（東京都及び横浜市）公表の市場統計情報を活用。小売段階は、複数の小売事業者から聴取した粗利率等に取引価格を乗じて販売価格を推計。このため、仲卸価格や小売価格は直接的に実額で把握できた訳ではなく、統計調査の小売価格とは大きく乖離。

（単位）円/kg

生産段階		集出荷		卸売		仲卸		小売	
物財費	53.2	選別、包装及び荷造労働費	2.5	完納奨励金	1.0	人件費	6.0	輸送費	2.4
うち種苗費	5.0	包装・荷造材料費	6.0	人件費総額	3.4	その他	6.8	人件費	11.2
肥料費	8.2	出荷運送料・積込料	15.4	水道光熱費	0.1			水道光熱費	1.4
農薬費	7.7	上部団体手数料	0.0	賃借料・市場使用料	0.6			その他の経費	10.2
諸材料費	2.3	卸売市場出荷に係る負担金(うち、卸売市場出荷分)	0.2	物流関係費	0.9				
減価償却費	14.7	集荷費	0.8	その他費用	1.7				
小農具費	0.3	予冷費	0.0						
動力光熱費	2.8	保管料	0.3						
修繕費	4.1	処分費	0.3						
共済掛金　等	5.0	販売促進費	0.0						
租税公課	3.3	減価償却費	1.4						
賃料料金	0.0	保守修繕費	0.6						
支払地代	0.5	水道光熱費	1.2						
土地改良費	0.0	人件費	1.2						
労務費	14.1								
生産者負担の包装費	1.0								
生産者負担の荷造経費	0.7								
生産者負担の輸送費	0.4								
合計	69.9	合計	29.9	合計	7.7	合計	12.9	合計	25.1

※　四捨五入の関係で小計と内訳は必ずしも一致しない。

たまねぎにおけるコスト指標のイメージ

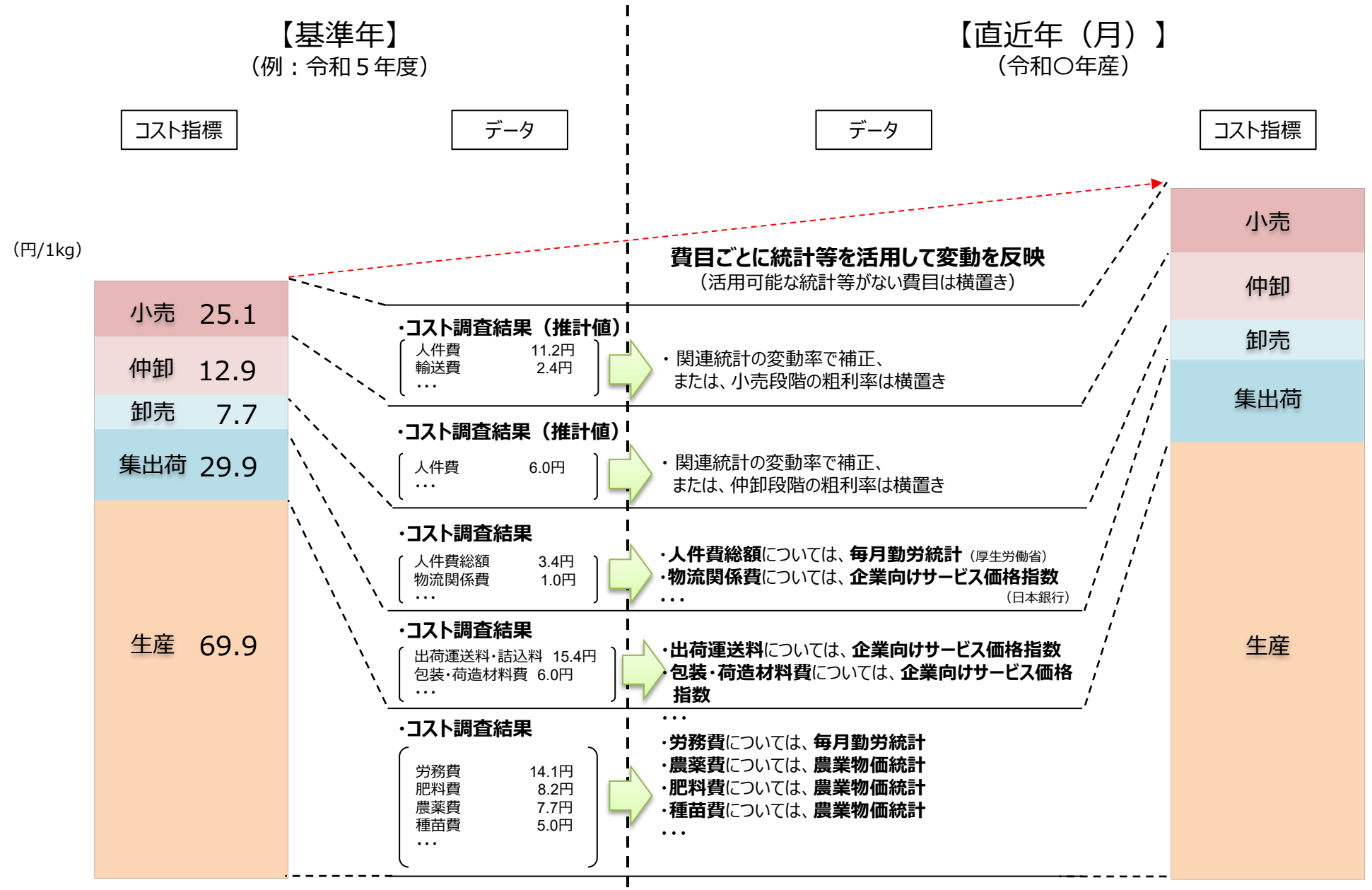

（注）上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

コスト指標の活用イメージ

取引における活用イメージ（生産～製造間・製造～小売間）

①コストの変動の説明にあたり活用

例）コスト指標で原材料価格が、全体として
＋25%の変動を示していた場合

売り手

（自らの原材料価格○円）×1.25＝△円
この数値を価格交渉に活用

②交渉開始のトリガーとして活用

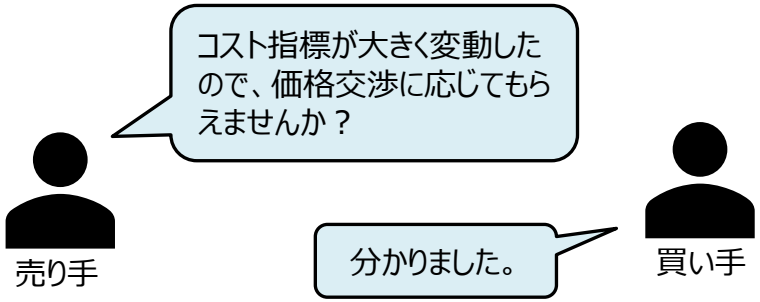

コストデータの収集上の課題と、今回実施したコスト調査での対応（野菜）

コストデータの収集上の課題	R６年度に国が実施したコスト調査での対応
野菜の生産費統計が存在しない。 農産物の生産コストは、栽培方法（露地・施設）、産地、経営規模によって相当異なる。	○　栽培暦や営農指導マニュアル（JA作成）、農業経営指標（都道府県作成）、青色申告書等の情報を基に、回答者（JA）が最も適当と考える根拠からコストデータを回答。例えば、 ・　各種資材費については、栽培暦等から把握した資材投入量と、JA予約注文書等から把握した資材価格を乗じて算出。 ・　労働費については、標準的な栽培体系における作業毎の所要労働時間（家族労働を含む）と、地域の標準的な労賃を乗じて算出。 ・　減価償却費については、農業経営指標の数値を参照したり、管内農業者の青色申告書の数値を参照したりして算出。 ・　経営規模については、対象地域内の代表的な経営モデル等を前提に回答。
産地及び最終仕向地によって輸送費が変動する。	○　最もモデル的な流通ルートとして、都内のスーパーで小売販売される流通経路（生産→集出荷→卸売→仲卸→小売）を前提に調査。
特に流通段階以降では、品目ごとのコスト管理が行われていない。	○　品目毎にコスト管理を行っていない場合、カテゴリ別（例：青果、チルド）の粗利や決算書に基づく全社等の利益率から、品目ごとのコスト・マージンを推計。
産地や個社のコストデータは企業秘密であり、収集や集計に当たって一定の配慮が必要。コスト（や取引価格）を正確に把握することは困難。 （販促費や協賛金等による実質的な値引きが行われることがある、取引対象・用途によって経費（販促費等）は異なってくる、など。）	○　データの秘匿性に配慮し、個別の産地・企業のデータがそのまま公表されることがないよう、基本的に複数のJAや企業のデータを収集。 ● 取引価格については、収集したデータを基本としつつ、取引当事者の意見を踏まえた上で水準を決定。 ● 状況に応じて平均値を採用する等、取引価格にあわせてマージン等の水準を調整する、などで対応。

野菜のコスト調査の仕様

	生産	集出荷	卸売	仲卸	小売
調査対象	2 JA （調査対象の1 都道府県当たり）		4 社	–	5 社
調査方法	JAに対するアンケート調査		卸売事業者に対するアンケート調査	市場開設者の公表データを活用	小売事業者に対するアンケート調査 IR情報探索
具体的内容	● 「農産物生産費統計」（統計部）を参考に調査項目を作成。 ● 回答者は、管内の栽培暦、農業経営指標、青色申告書等の情報を基に10a当たりの生産コストを回答。 ● 管内の標準反収で除して、1kg当たりの生産コストを算出。	● 「食品流通段階別価格形成調査」（統計部）を参考に調査項目を作成。 ● 回答者は、取引価格や取引数量、集出荷・販売に要するコストを回答。 ● 出荷量で除して、1kg当たりの集出荷コストを算出。	● 全社単位でのコストの内訳や営業利益の比率を問う調査票を作成。 ● 卸売事業者における売上高は、卸売価格に委託手数料8.5%を乗じて算出。	● 東京都中央卸売市場が公表する「仲卸業者の経営状況2022」を活用。 ● 青果仲卸（N=286）の粗利率、コストの内訳（人件費、その他）が公表されており、市場開設者が公表する卸売価格に、粗利率を乗じ、仲卸段階の粗利を算出。	● （首都圏を商圏とする）小売事業者３社にアンケート調査を行い、事業年度単位の野菜の品目単位での粗利率を調査。仕入価格に粗利率を乗じて粗利益を算出。 ● コストの内訳及びマージンについては、アンケート調査及びIR資料から入手した情報から算出。

３　ご議論いただきたいこと

ご議論いただきたいこと

＜前提１＞

- ✓ 本法案において導入される規制的措置（努力義務等）は、**最終的な取引条件（取引価格等）は当事者間で決定**する自由主義の前提を維持するもの。
- ✓ したがって、例えば、コスト指標から機械的に算定される価格をもって直ちに当事者間の取引価格とするよう指導するといった運用は想定していない。

- ✓ 本法案においては、「**費用**等の考慮を求める事由**を示して**、取引条件に関する**協議の申出がされた場合には、誠実に協議に応ずる**よう努めなければならない」こととされているが、本法案において導入される**コスト指標は、こうした協議の申出の際に活用**されることを想定。
- ✓ なお、労務費指針では、受注者が労務費上昇の理由説明や根拠資料に公表資料を用いる場合、発注者はこれを合理的な根拠があるものとして尊重することとされている。コスト指標も、こうした公表資料の１つとして考えられるのではないか。

＜前提２＞

- ✓ コスト指標の**作成主体は、**国が認定した**コスト指標作成団体**（法案上では、２以上の段階の者の参画等を要件）であるが、当該団体の役職員には、業務上知り得た秘密に対する秘密保持義務（罰則付き）が課される。

- ✓ 野菜の生産費統計が存在しない中、コスト指標は、公表資料（国のコスト調査を含む。）の活用、必要に応じ事業者からの聞き取り、さらには一定の推計などを行って作成することとなるが、限られたリソースの中で**実施可能な調査手法を選択していく必要**。

- ✓ **野菜のコスト指標**について、公表資料を活用したり、Ｒ６年度に国が実施した**コスト調査**（委託事業により実施）**と同様の実施手法で作成するとした場合、どのような課題・留意点**があるか（構成員として作成に協力可能か、作成主体にデータ提供は可能か、コスト指標作成団体の構成員をどのように考えるか）、また、作成されたコスト指標を取引の中で活用する場合にどのような活用方法があるか、ご意見いただきたい。